

## 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則 (平13. 3. 30)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（協会員等の使用に係る電子計算機と、顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めることを目的とする。

### (電磁的方法による交付等の方法)

第 2 条 協会員は、本協会の規則に基づき行う顧客への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であって次の各号に掲げるもの（別紙に掲げる書面については、第 1 号ニに掲げる方法を除く。）により提供することができる。

#### 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 協会員等（書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を行う協会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客又は当該協会員の用に供する者を含む。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 協会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 協会員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（協会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

#### 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

### (電磁的方法による交付等における基準)

第 3 条 前条各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

2 前条第 1 号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認

したときはこの限りでない。

- 3 前条第1号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（第5条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前条第1号イ、ロ若しくは同条第2号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前条第1号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前条第1号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

- 4 前条第1項ニに規定する方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

#### （電磁的方法による徴求等の方法）

第4条 協会員は、本協会の規則に基づき行う顧客からの書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であって、次の各号に掲げるもの（協会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により提供を受けることができる。

- 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 協会員等の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、協会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 協会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該協会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを得る方法

#### （顧客の承諾）

第5条 協会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 1 あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第4条第2号に掲げる方法による承諾を得ること

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

- 2 あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知すること

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供

し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

ニ 当該協会員に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨

2 協会員は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

3 協会員は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号ニに規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

**(協会員間における特則)**

第6条 協会員は、顧客が他の協会員である場合において書面の交付等及び徴求等を電磁的方法により行うときは、第2条から第5条までの規定にかかわらず、当該他の協会員との間で合意する方法により行うことができる。

付 則 (平13. 3.30)

この理事会決議は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平13. 9.28)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 1を改正。
- (2) 3及び4を5及び6に繰り下げ、3及び4を新設。
- (3) 旧3及び旧4を改正。
- (4) 別紙1及び別紙2を新設。

付 則 (平14. 1.25)

この改正は、平成14年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 2を削る。
- (2) 3および4の表題および条項を改正し、2および3に繰り上げる。
- (3) 4を新設。
- (4) 5を改正。
- (5) 別紙1を削り、別紙2を別紙とする。
- (6) 別紙を改正。

付 則 (平15. 3.26)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平16. 3.9)

この改正は、平成16年4月19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平16. 10. 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 1 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 別紙を改正。

(2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平18. 3. 14)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 条、項、号で表記。

(2) 規則の題名、第1条、第2条第1項本文、第2条第1項第1号本文、第2条第1項第1号イ、第2条第1項第1号ニ、第3条、第4条、第5条第1号、第6条、別紙を改正。

付 則 (平22. 3. 16)

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平23. 4. 19)

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平28. 2. 16)

この改正は、平成28年2月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (平28. 3. 15)

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別紙を改正。

付 則 (令 7. 3. 18)

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条本文、第4条本文、第1号イ及びロを改正。
- (2) 第5条第1項本文、第1号及び第2号本文を改正し、第1項第1号イ、ロ、ハ、第2号イ、ロ、ハ、ニ、第2項及び第3項を新設。
- (3) 第6条を改正。
- (4) 別紙を改正。

別 紙

第2条第1号ニに掲げる方法を除く書面

- 1 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」第5条第2項及び第3項に規定する個別取引明細書
- 2 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（以下「寄託等規則」という。）第8条第1項に規定する契約書
- 3 寄託等規則第11条第3項に規定する照合通知書
- 4 寄託等規則第13条第1項に規定する契約締結時等交付書面
- 5 「海外証券先物取引等に関する規則」第25条第1項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書
- 6 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」（以下「選択権付債券売買取引規則」という。）第6条第2項ただし書に規定する個別取引明細書
- 7 選択権付債券売買取引規則第10条に規定する選択権料の受領書
- 8 選択権付債券売買取引規則第11条第3項ただし書に規定する選択権付債券売買取引権利行使明細書
- 9 選択権付債券売買取引規則第12条第2項ただし書に規定する選択権付債券売買取引相殺明細書
- 10 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」（以下「債券等条件付売買取引規則」という。）第4条第2項に規定する個別取引明細書
- 11 債券等条件付売買取引規則第4条第5項第10号に規定するエンド取引受渡日を記載した書面
- 12 債券等条件付売買取引規則第4条第5項第11号に規定するエンド売買単価を記載した書面
- 13 債券等条件付売買取引規則第4条第5項第12号に規定するエンド売買金額を記載した書面
- 14 「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」第3条第2項に規定する個別取引明細書
- 15 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第5条第2項ただし書に規定する個別取引明細書